

意見書第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担 2分の1復元を図るための 意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりを進める上で極めて重要な条件であり、「教育は未来への先行投資」との認識が国民的な共通認識となりつつある。

しかし、わが国の教育予算は、国内総生産（GDP）に占める割合で比較すると経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で最下位となっている。その結果、保護者の家庭教育費の負担は、大変重いものとなっているので、国の教育予算全体の底上げが必要である。

小泉政権の三位一体改革によって、義務教育費の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を大きく圧迫し、地域間格差が拡大して、非正規雇用者の増大などにみられるように、教育の機会均等や全国的な教育の質の維持向上を著しく歪めている。

また、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童数が格段に多くなっており、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、きめ細やかで質の高い教育を実施するためには、1学級当たりの規模を引き下げる必要がある。同時に、従来からの教員による一方通行的な講義形式だけでなく、児童・生徒同士が議論し、コミュニケーション能力・応用力等も高める授業内容を研究・工夫する必要がある。

よって、国におかれでは、我が国の義務教育水準の向上を図るため、下記事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級の着実な推進を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

平成28年9月1日

兵庫県朝来市議会議長 山本 正之